

結婚新生活支援補助金のお知らせ

新規に結婚した夫婦を応援するために、新生活に必要な費用の一部を支援します！！

1世帯
最大30万円

対象者

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届けを受理された夫婦
- 婚姻した日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- 夫婦の所得が合計500万円未満であること
- 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- 夫婦ともに市内に住所を有すること
- その他の要件については、下記問い合わせ先までお尋ねください。

対象経費

- 住宅取得に係る経費（住宅購入又は新築の費用）
- 住宅リフォームに係る経費（修繕、増築、改築等の費用）
- 住宅賃借に係る経費（住宅の賃借に必要な礼金、敷金、家賃等の費用）
- 引越しに係る経費（引越業者等へ支払った費用）

受付期間

令和5年11月1日（水）から令和6年3月31日（日）まで

【問い合わせ先】

串間市 総合政策課 地域振興係

☎ 0987 - 55 - 1153（直通）

✉ cpromo@city.kushima.lg.jp

申請方法や概要は、
市公式サイトからも
確認できます。



申請につきましては、必要な書類、補助要件等の確認がありますので必ず上記へお問い合わせください。